

スポーツ団体ガバナンスコード に関する検討状況

平成31年3月25日

スポーツ審議会スポーツ・インテグリティ部会

- スポーツ団体ガバナンスコード（以下「コード」という。）の策定のため、1月31日のスポーツ審議会総会において、スポーツ・インテグリティ部会を設置。
- **本年春頃を目途に**スポーツ団体が遵守すべき原則・規範を定めた**コードについて一定の成案を得る**ことを目指し、2月13日から審議を開始。

<検討方針>

以下の①～③に留意しつつ、中央競技団体の公益性が高いことに鑑み、中央競技団体向けのものとその他のスポーツ団体向けのものとの二層構造とする方向。

- ① スポーツ団体のガバナンスに関する既存の参考指針等を参考としつつ、最近のスポーツ界における問題事案の内容や要因等を踏まえ、実効性のあるものとする。
- ② スポーツ団体の性質・規模、人的・財政的基盤等に係る多様性を踏まえ、コードの適用について、一定の柔軟性を有したものとする。
- ③ スポーツ団体がコードに基づく具体的な取組を検討・実施するに当たって参考となる情報を含むものとする。

【委員】

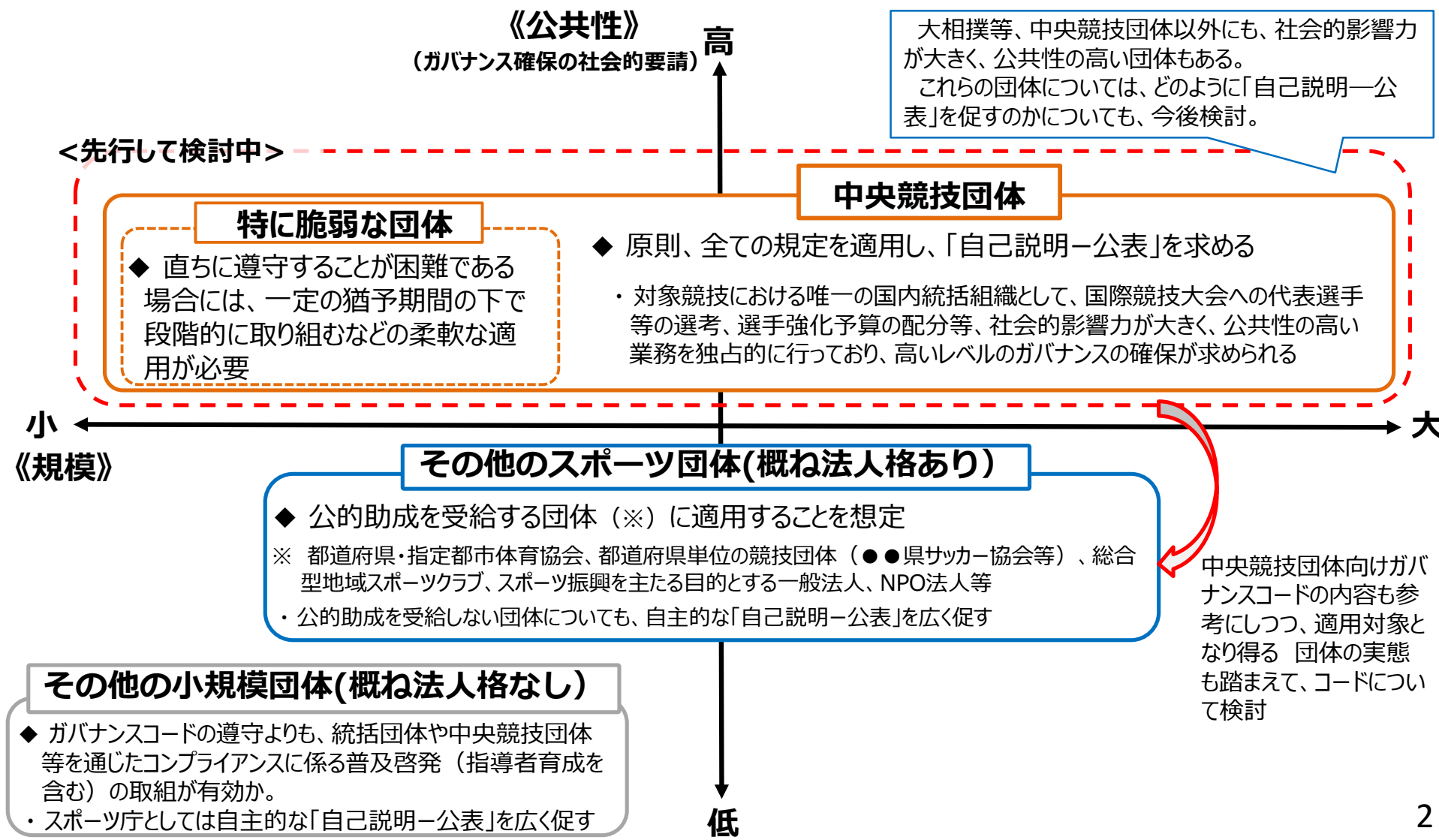
大日方邦子 一般社団法人日本パラリンピアンズ協会副会長
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会理事
座長代理 境田 正樹 弁護士／東京大学理事
座長 友添 秀則 早稲田大学理事・スポーツ科学学術院教授

【専門委員】

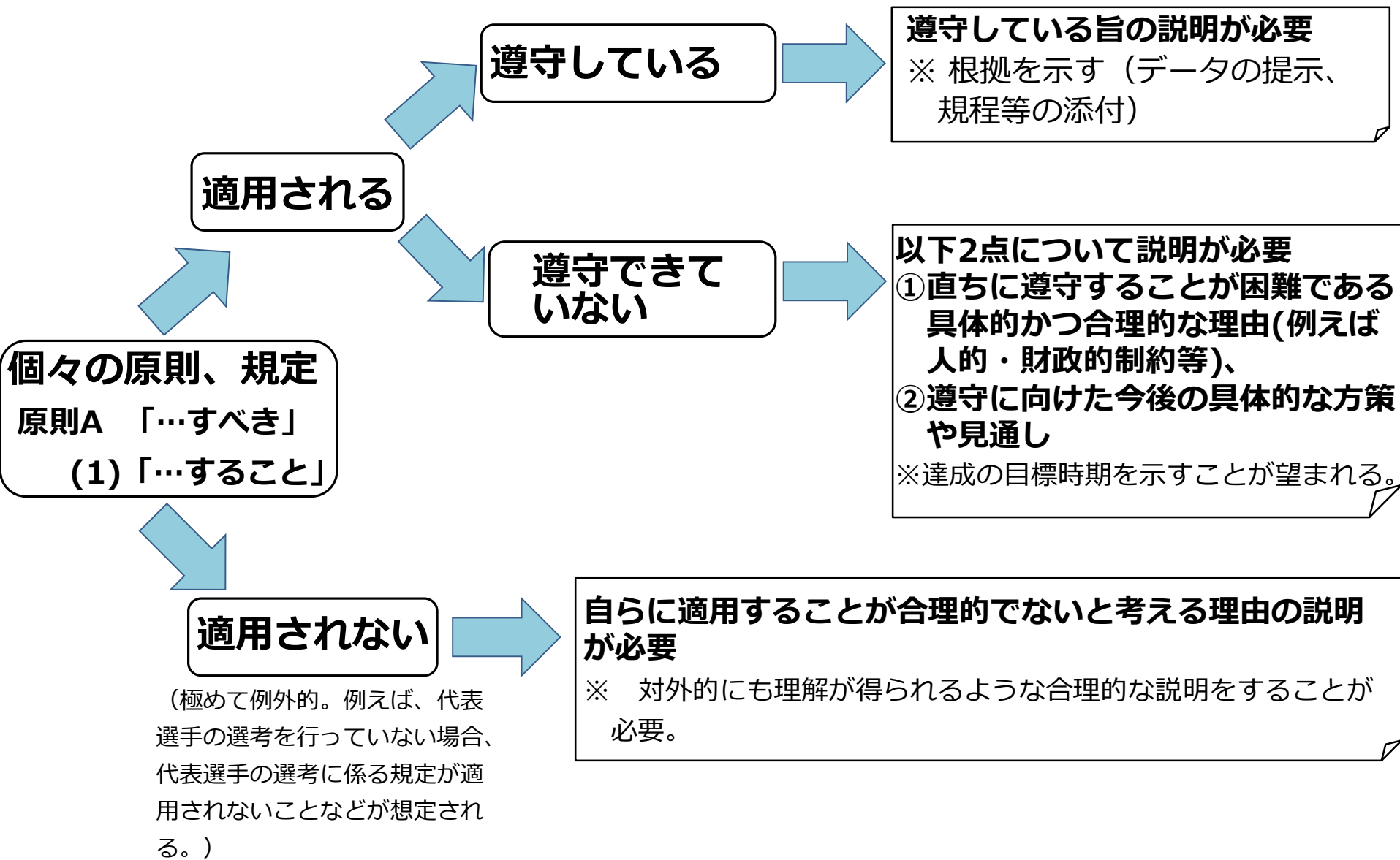
井口加奈子 弁護士／公益社団法人日本フェンシング協会理事
大山 加奈 元女子バレーボール日本代表
公益財団法人日本オリンピック委員会
オリンピックムーブメント専門部会委員
長田 渚左 日本スポーツ学会代表理事
スポーツ総合誌『ゴジラ』編集長
國井 隆 公認会計士
栗山陽一郎 弁護士
高田 佳匡 弁護士
達脇 恵子 有限責任監査法人トーマツ パートナー
日比野哲郎 公益財団法人日本オリンピック委員会常務理事
森岡 裕策 公益財団法人日本スポーツ協会常務理事
山口 香 筑波大学大学院教授
公益財団法人日本オリンピック委員会理事
山田登志夫 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会常務理事
(オブザーバー)
和久 貴洋 独立行政法人日本スポーツ振興センター
情報・国際部長
ハイパフォーマンスセンター
スポーツ・インテグリティ・ユニット長

ガバナンスコードの検討手順とスポーツ団体の類型に応じた柔軟な適用について

- 2層構造のコードを策定している英国の例も参考に、中央競技団体向けの詳細なコード、その他のスポーツ団体向けの簡素なコードについて検討することとしている。
- 公共性が高く、ガバナンス確保が急務である中央競技団体を対象とするコードについて、先行して検討中。



スポーツ団体ガバナンスコードに基づく自己説明の在り方



スポーツ団体ガバナンスコード（案）について

【全体の構成】

第1章 中央競技団体（NF）における適正なガバナンスの確保について

1. なぜNFにおけるガバナンスの確保が求められるのか

○スポーツ基本法やNFの特徴等を踏まえて、ガバナンスの確保が求められる背景等について記載

2. NFのガバナンス確保に向けた新たな仕組みについて

○ 「スポーツ政策の推進に関する円卓会議」の位置付け、統括団体によるガバナンスコードへの適合性審査の実施等、NFのガバナンス確保に向けた新たな仕組みについて記載

3. ガバナンスコードの役割と自己説明の在り方について

第2章 スポーツ団体ガバナンスコードの規定及び解説

原則1 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである。

(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること

(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること

(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること

【求められる理由】

○ 取組が求められる理由を記載

【補足説明】

(1) について

○ 規定ごとに、用語の定義や実際に取り組む上で参考となる補足説明を記載

第3章 ガバナンス・チェックリスト

○ 規定ごとに、「…しているか？」といった形で、NFが遵守状況をセルフチェックできる内容を記載

原則2 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。

(1) 組織の役員等の構成における多様性の確保を図ること

- ① 外部理事(※1)の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定

全体平均12.6%

JSPO・JOC加盟 13.1%
JPC加盟 23.9%

するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること

- ② 評議員会を置くNFにおいては、外部評議員、女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること

- ③ アスリート委員会(※2)を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること

JSPO・JOC加盟 21.3人

JPC加盟 9.2人

(2) 理事会を適切な規模とし、実効性の確保を図ること

(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること

- ① 理事の就任時の年齢に制限を設けること

- ② 理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること

10年以上在任する理事の割合
JSPO・JOC加盟 19.5%
JPC加盟 11.2%

(4) 役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること

※1 外部理事とは、**最初の就任時点**で、以下ア)～ウ)のいずれにも該当しない者のことを指す。

ア) 当該団体と下記の緊密な関係がある者

- ・ 過去4年間の間にNFの役職員又は評議員であった
- ・ NFと加盟、所属関係等にある都道府県協会等の役職者である
- ・ NFの役員又は幹部職員の親族(4親等以内)である

イ) 当該競技における我が国の代表選手として国際大会への出場経験がある又は強化指定を受けたことがあるなど、特に高い競技実績を有している者

ウ) 指導するチーム又は個人が全国レベルの大会で入賞するなど、当該競技の指導者として特に高い指導実績を有している者

※2 アスリート委員会とは、現役選手又は選手経験者で構成され、競技環境の整備等を始めとしたNFの業務について選手の意見をくみ上げ、組織運営に反映させるための会議体をいう。

<原則2(3)②の補足説明>

- ・ ②の「原則として10年を超えて在任することがないよう」とは、連続して10年を超えて在任しないことを指す。最長期間に達した者については、再び選任されるまでに必要な経過期間（例えば4年間）を合わせて定めることが考えられる。
- ・ 理事の在任期間が10年に達する場合であっても、**以下のア) 又はイ) のいずれかに該当すると認められる場合に限っては、当該理事の実績等を適切に評価（※）した上で、当該理事が10年を超えて在任（1期又は2期）**することが考えられる。
 - ア) 当該理事がIFの役職者であって、IFの規程等によりNFの理事であることが求められている場合
 - イ) 当該理事を新たに代表理事とする、又は当該理事が代表理事として複数の任期を務めることが、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上を始めとする中長期基本計画等に定める目標を実現する上で真に必要な場合
- ※ 理事の実績等の評価は、外部理事や外部評議員等により構成される役員候補者選考委員会で行うなど、客観的な視点を確保した上で行うことが求められる。
- ・ 理事の候補となり得る人材を各種委員会等に配置し、NF運営に必要となる知見を高める機会を設けることなどにより、将来のNF運営の担い手となり得る人材を計画的に育成していくことが強く期待される。

原則3 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。

- (1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること
- (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること
- (3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること
- (4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること

原則4 コンプライアンス委員会を設置すべきである。

- (1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること
- (2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること

※ コンプライアンス委員会の基本的な権限事項としては、コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びその推進、実施状況の点検、リスクの把握等が考えられる。そのほか、コンプライアンス教育の企画・実施、コンプライアンス違反事案に係る調査、裁定委員会等への処分申請等を権限事項とすることも考えられる。

原則5 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである。

- (1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること
- (2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること
- (3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること

原則6 法務、会計等の体制を構築すべきである。

- (1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること
- (2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること
- (3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること

原則7 適切な情報開示をすべきである。

- (1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと
- (2) 法令に基づく開示以外の情報開示(※)も主体的に行うこと
 - ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること
 - ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること

※ NFは、法人形態の如何を問わず公共性の高い団体であることから、一般法人であるNFも公益法人と類似の性質を有する団体として、公益法人が行政庁に対して提出を求められる書類について、主体的に開示することが望まれる。

(具体的には、事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類、財産目録、役員等名簿、理事報酬等の支給基準、キャッシュ・フロー計算書、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類、社員名簿、計算書類等及び事業報告並びにこれらの附属明細書等を想定。)

原則8 利益相反を適切に管理すべきである。

- (1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること
- (2) 利益相反ポリシーを作成すること
- (3) 任意の独立した諮問委員会として、利益相反検討委員会を設置すること

原則9 通報制度を構築すべきである。

(1) 通報制度を設けること

- ① 通報窓口をNF関係者等に周知すること
- ② 通報窓口の担当者に、相談内容に関する守秘義務を課すこと
- ③ 通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止すること

(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること

原則10 懲罰制度を構築すべきである。

(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること

(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること

原則11 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。

(1) NFにおける懲罰や紛争について、日本スポーツ仲裁機構を利用できるよう自動応諾条項を定めること

(2) 不服申立てが可能であることを処分対象者に通知すること

原則12 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。

- (1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること
- (2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること
- (3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会には、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）をにより構成すること

原則13 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。

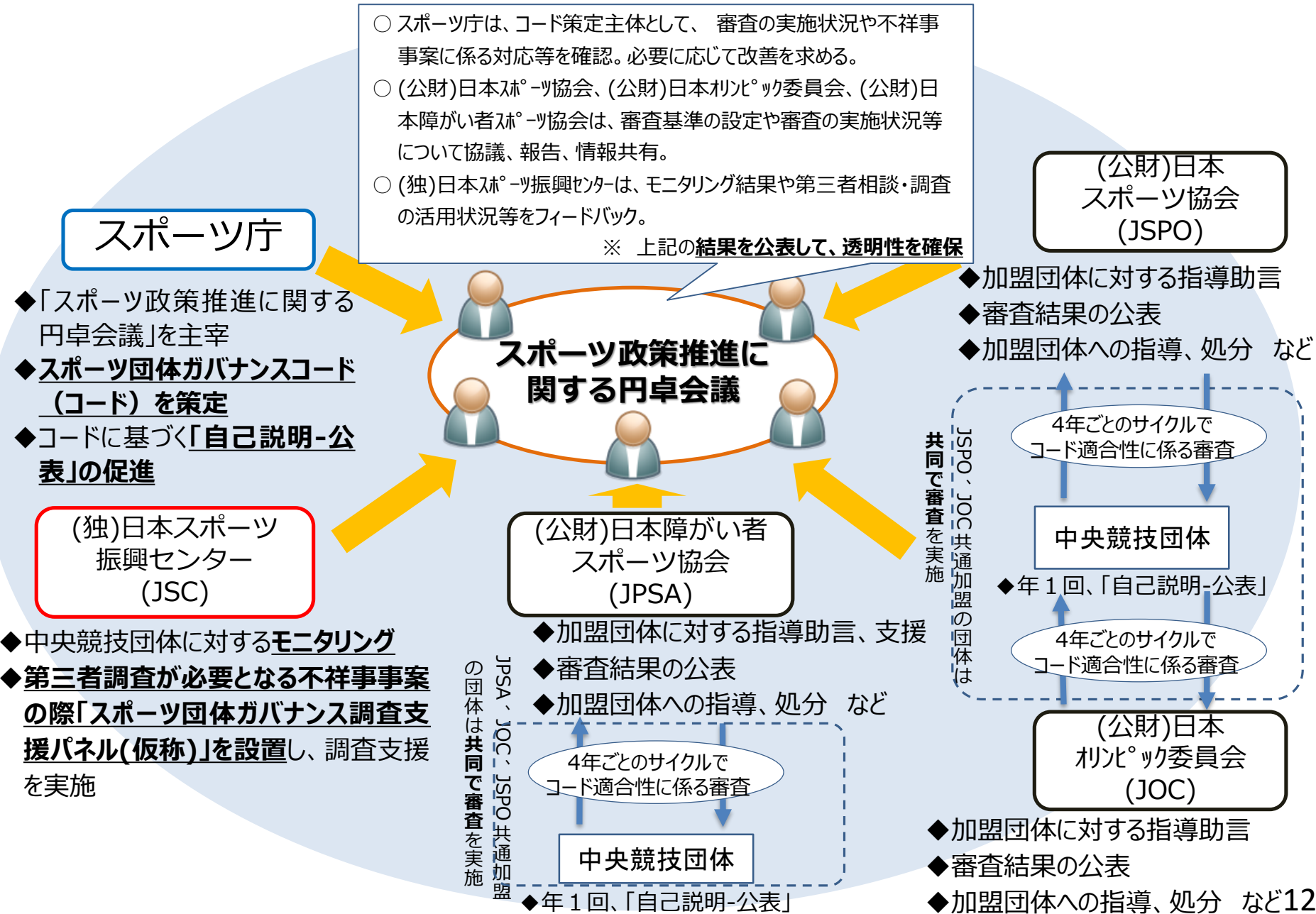
- (1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと
- (2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと

※ 地方組織等とは、都道府県協会、都道府県連盟といった地方組織、学生連盟や年代別の関係競技団体等のことをいう。

参 考 資 料

スポーツ団体のガバナンス強化のための新たな仕組み

<「スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン」(平成30年12月20日)等>



ブライトン・プラス・ヘルシンキ2014宣言

「国際女性スポーツワーキンググループ（International Working Group on Women and Sport 通称：IWG）」（※）が発表する女性スポーツ発展のための国際的な戦略であり、行動計画を指導する10の原理・原則を提言している。

1994年にイギリス・ブライトンで開催された「第1回世界女性スポーツ会議」において採択された同宣言は、2014年にフィンランドのヘルシンキにおいて開催された「第6回世界女性スポーツ会議」で見直しが行われ「ブライトン・プラス・ヘルシンキ2014宣言」として、新たに承認され、**我が国は2017年4月に署名**している。

この宣言は、スポーツ組織・団体において意思決定の地位における女性の割合を、2020年までに40%に引き上げられるべきとしている。

<10の原理・原則>

- ① 社会・スポーツにおける公平と平等
- ② 施設・設備の配慮
- ③ 学校体育・青少年スポーツにおける平等
- ④ スポーツへの参加促進
- ⑤ ハイパフォーマンススポーツへの参加
- ⑥ **スポーツにおけるリーダーシップの発揮**
- ⑦ スポーツ指導者等に対する教育・啓発
- ⑧ 調査研究及び情報提供における平等
- ⑨ 資源（人的・物的）配分における配慮
- ⑩ 国内・国際活動における連携・協力



5団体（スポーツ庁、日本スポーツ振興センター、日本オリンピック委員会、日本障がい者スポーツ協会/日本パラリンピック委員会、日本体育協会）による合同署名式（H.29.4）。日本のスポーツ界が女性スポーツの発展そして、スポーツを通じた女性の活躍促進に取り組むことを国内外に発信。

※IWGは、男女平等を土台として持続可能なスポーツ文化を創出することをビジョンとする独立した調整団体である。①政府機関、スポーツ団体、国際機関、大学、NGOといった多様なステークホルダーとのネットワークの形成、②4年に1度開催する「世界女性スポーツ会議」における各国や各組織のグッドプラクティスの共有、③女性スポーツ発展のための助言、④世界の女性スポーツ発展のモニタリング、そして⑤「ブライトン・プラス・ヘルシンキ2014宣言」をスポーツに携わるすべての団体に広げていく活動を実施している。

スポーツ界で問題となった主な事案の分類と対応するガバナンスコード（案）の原則（1）

類型	内容・具体例	原則
①NF等の役員による強権的・独善的運営により不祥事が生じた場合	<p><u>一部役員による強権的・独善的運営に対して会議体等を通じた是正が図られず、不祥事が生じた類型</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○会長の強権的・独善的運営を背景として、助成金の不正配分や審判員への心理的圧力による自主性の阻害、不当な会員の除名処分など様々な不祥事が生じた事案 [H30、日本ボクシング連盟] 	原則2(役員等の多様性の確保、理事の年齢制限、再任回数の上限)
②NF等の会議体運営に問題があった場合（内部対立、役員改選問題）	<p><u>役員間等の内部対立、役員改選をめぐるトラブルなどNF等の意思決定や会議体運営に問題があった類型</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○評議員会における役員選任の結果をめぐり当該連盟内で紛争が発生し、役員交代が行われない状態が生じた事案 [H25、日本アイスホッケー連盟] ○理事会決議で制定された賞罰規程に基づき社員の資格停止処分を受けた社員は社員総会での議決権の行使ができないという、一般法人法違反が生じた事案 [H25、日本テコンドー協会] 	原則3(組織運営等の規程の整備)
③NF等の具体的業務運営に問題があった場合（内部ルール違反）	<p><u>NF等の具体的業務運営において、運営規程がない、又は運営規程に違反していた類型</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○理事会の決議を経ず、業務執行理事会の決議により女子日本代表監督を解任したことについて、定款等の規程に違反し、取り消されるべきとされた事案 [H26、日本ホッケー協会] ○告知聴聞や総会決議を経ずに会員の除名処分が行われた事案 [H29、日本ボクシング連盟] 	原則3(組織運営等の規程の整備)
④NF等において組織内犯罪が行われた場合（不正経理等）	<p><u>NF等内において犯罪、刑事事件が起きた類型</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○業者との癒着による経費の水増し請求、理事への報酬規程にない手当の支給などが判明し、会長及び専務理事が背任罪に問われた事案 [H18、日本スケート連盟] 	原則3(組織運営等の規程の整備) 原則4,5(コンプライアンス委員会・コンプライアンス教育) 原則6(法務会計の体制構築)
⑤NF等の内部において暴力、ハラスメントなどコンプライアンス上の問題があった場合	<p><u>NF等の内部において、組織の構造的な問題等に関わる暴力、ハラスメント等があった類型</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○女子代表チーム監督による慢性的な暴力行為、パワーハラスメントが発覚した事案 [H25、全日本柔道連盟] ○女子強化委員長によるコーチ、選手へのパワーハラスメントが発覚した事案 [H30、日本レスリング協会] 	原則4,5(コンプライアンス委員会・コンプライアンス教育)
⑦NF等に所属する選手等がコンプライアンス違反の行為を行った場合	<p><u>スポーツ団体の役職員、選手・指導者が法令や規則に違反する行為を行った類型</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○選手が違法カジノ店で賭博をしていたことが発覚した事案 [H28、日本バドミントン協会] ○選手が、他の選手がドーピング検査で陽性となるよう、飲み物に薬物を混入させた事案 [H29、日本カヌー連盟] ○アジア大会に参加した男子選手が日本代表選手団の公式ウェアを着て歓楽街に赴き、違法である買春行為に及んだ事案 [H30、日本バスケットボール協会] 	原則4,5(コンプライアンス委員会・コンプライアンス教育)

スポーツ界で問題となった主な事案の分類と対応するガバナンスコード（案）の原則（2）

類型	内容・具体例	原則
<p>⑧ NF等の会計処理に問題があった場合（不適切経理）</p>	<p><u>上記③の類型に含まれるものの、日本のNF等で頻発している会計処理に関する類型</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○代表理事の主導による簿外資金の存在、代表理事個人の財布と法人の会計の未区分等から、公益目的事業を適正に実施し得るだけの経理的基礎の不備を指摘された事案 [H26、全日本テコンドー協会] ○JSCからの再委託事業において、実際に支出した費用と異なる金額の領収書をコーチ・選手に作成させ、実費よりも高額な再委託費を受けていたことが発覚した事案 [H26、日本フェンシング協会] ○会長の指示により、アスリート助成金の交付対象である選手に、他の選手への不正な配分を行わせた事案 [H30、日本ボクシング連盟] 	<p>原則6(法務会計の体制構築)</p>
<p>⑨ NF等の情報公開に問題があった場合（情報隠蔽、説明責任の不履行）</p>	<p><u>NF等の情報公開に問題があった類型</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○使用する球の仕様を変更したことや仕様上の欠陥が生じた球が使用されていたことについて、選手等に対する説明や公表が行われていなかった問題[H25、日本野球機構] ○国際大会への選手のエントリー手続を失念していたことについて、問い合わせた選手に対して虚偽の説明をした上、他の選手には速やかな連絡を行わず、公表もしていなかったことが発覚した事案 [H29、日本バレーボール協会] 	<p>原則7(情報開示)</p>
<p>⑩ NF等における通報制度の不備、運用上の問題があった場合</p>	<p><u>NF等の通報制度の不備、運用上の問題があり、迅速かつ適切な対応がなされなかった類型</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○第三者委員会による調査が必要になったような不祥事事案では、選手によるマスコミ等への告発、SNSを通じた告発が行われるなど、NF等の通報制度が有効に機能していた（又はその利用促進、周知等が十分に図られていた）とは考えにくい事案が多く見受けられた。 	<p>原則9(通報制度)</p>
<p>⑪ NF等の懲罰、紛争解決に問題があった場合（ルール不備、適用の問題点）</p>	<p><u>NF等の懲罰、紛争解決方法に問題があった類型</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ドーピング規定違反としてなされた選手への懲戒処分について、日本アンチドーピング機構（JADA）各チードクター等が規定違反に当たらないとの見解を示す中、懲戒処分の見直しが行われず、選手が多額の費用を負担してスポーツ仲裁裁判所（CAS）に提訴し、当該処分が取り消されるまで1年以上の時間を要した事案 [H19、日本プロサッカーリーグ] 	<p>原則10(懲罰制度) 原則11(紛争解決制度)</p>
<p>⑫ NF等の危機管理に問題があった場合</p>	<p><u>NF等のトラブルが発生した場合に、その危機管理に問題があった類型</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○力士暴行士事件について、事件から3か月経った後に独自調査を行わないことを表明し、社会的な批判を受けるに至った事案 [H20、日本相撲協会] ○女子代表チーム監督による慢性的な暴力行為やパワーハラスメントについて、問題が発覚した後も当該監督を続投させ、選手によるJOCへの告発が報道されるまで3か月以上公表せず、社会的な批判を受けるに至った事案 [H25、全日本柔道連盟] 	<p>原則12(危機管理体制)</p>
<p>⑬ 地方組織（都道府県協会・連盟）等においてコンプライアンス上の問題があった場合</p>	<p><u>地方組織において不適切な経理処理等の組織運営上の問題が生じたり、指導現場において暴力行為等が生じたりした類型</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○地方組織等はNFに比して人的・財政的基盤はより脆弱であり、公的支援に係る不適切な経理処理等の問題が生じている場合がある。また、各地域の指導現場において、暴力行為が生じている場合がある。 	<p>原則13（地方組織等に対する指導助言、支援）</p>